

市庁舎整備に関する調査特別委員会(第 34 回)

平成 2 6 年 8 月 1 1 日 (月) 14 : 00～

鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室

1 開 会

2 協議事項

(1) 前回質疑の保留分について

(2) 5 つの方針に基づく市庁舎整備の総合的な検討について

(3) その他

3 その他

4 閉 会

ヘリポートの分類

通常、空港以外の場所でヘリコプターが離発着できる場所を総称してヘリポートと呼んでいます。このヘリポートと呼ばれているヘリコプター専用の離着陸場は、以下のように分類することができます。(航空法の関連条文は次頁参照)

1 ヘリポート（航空法：第38条1）

（1）公共用ヘリポート…鳥取県内には無い

不特定多数のヘリコプターの離発着及び、運用のために設けられたヘリポートです。運用時間内であれば誰でも利用することができます。

（2）非公共用ヘリポート…鳥取県内には無い

特定のヘリコプターの離発着及び、運用のために設けられたヘリポートです。消防、警察、報道機関、ヘリコプター製造会社などが設置する例が多く、一般のヘリコプターもその設置者の了解を得ることで利用することができます。

2 飛行場外離着陸場（航空法：第79条ただし書き、第81条の2）

（1）飛行場外離着陸場…鳥取県立中央病院など

臨時のヘリコプター離着陸場で、運航者毎に国土交通大臣の許可が必要です。消防防災ヘリポートとしての利用や、薬剤散布や、木材搬出のための臨時基地や、その他やむを得ない理由があり、離着陸する上で必要な空域と周囲の安全が確保されると認められる場合に、運航者の事前の申請に基づいて国土交通大臣が許可するもので、申請を行った運航者だけが利用することができます。

（2）防災対応離着陸場

災害時において緊急の活動を行うための目的で設定される離着陸場で、通常の場合外離着陸場を設定する場合に比較して、その空域や設置のための制限が大幅に緩和されています。学校のグラウンドや河川敷のスペース、空き地、駐車場など、その利用個所は法的制限の緩和によって平時は別の目的で使用している場所であっても40m四方程度の空き地があれば、比較的容易に設定することができます。若干の障害物があっても災害時には緊急のヘリポートとして使用することができます。このような緊急の場合に使用する場外離着陸場の申請に関しては、ファクシミリや電話により申請することができます。

（3）緊急離発着場（屋上の施設）

ビル火災時や緊急時にヘリコプターが消火活動や人命救助を行うための目的で、高層ビルの屋上に設置されたヘリポートです。円にローマ字のHが記されています。通常は災害時及び訓練等の使用以外では使われることはありません。

（4）緊急救助用スペース（離着陸を行わない屋上のホバリングスペース）

ビル火災や緊急時にヘリコプターが接近して、ホバリングを行い災害援助活動を行うための屋上に設けられたスペースで、床面の強度等の問題から実際の着陸を行うことはできません。通常の着陸可能なヘリポートと識別するために、円にローマ字のRが記されています。

参考：航空法

（空港等又は航空保安施設の設置）

第38条 国土交通大臣以外の者は、空港等又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他国土交通省令で定める事項及び空港等にあつては公共の用に供するかどうかの別を記載した申請書を提出しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、空港等の設置の許可の申請があつたときは、空港等の位置及び範囲、公共の用に供するかどうかの別、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。
- 4 第1項の許可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

（離着陸の場所）

第79条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（飛行の禁止区域）

第80条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（最低安全高度）

第81条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（搜索又は救助のための特例）

第81条の2 前3条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し搜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

※災害時は、航空法第81条の2（搜索又は救助のための特例）により、消防や警察、海上保安庁などのヘリコプターは、様々な場所での離着陸や低高度の飛行ができる。

災害対策本部に必要な駐車場の規模（第28回 調査特別委員会 説明内容）

区分	台数	内訳
市災害対応車両	90	災害対策本部 40、各支部 20、消防団 30
関係機関車両	70	関係機関（国、県、自衛隊、ライフライン等）50、報道機関 20
支援団体車両	40	他自治体 30、ボランティア団体 10
合計	200	

防災関係機関等一覧

- 災害時には、多くの様々な人や機関が、庁舎を出入りする。
 ○その中には、バスやトラックなどの大型車もあれば、活動拠点が無い機関の車両、そして連絡員の車両で混雑が想定されるため、できる限り広い駐車場を確保しておくことが求められる。

1 防災関係機関		(想定される大型車両など)
(1) 東部消防局		
(2) 鳥取県・鳥取県警察本部		
(3) 指定地方行政機関	16 機関	
(4) 陸上自衛隊		人員輸送車
(5) 指定公共機関	18 機関	
(6) 指定地方公共機関	21 機関	中継車
(7) その他の公共的団体	8 機関	
2 災害時応援協定等		
(1) 国・県及び他市町村等	95 市町村	給水車、支援物資トラック
(2) 応急生活物資等の支援協力	12 社	トラック
(3) 各種支援	28 社	
3 鳥取市消防団	51 分団	
4 鳥取市自主防災会	797 団体	
5 その他		
(1) 広域緊急援助隊災害派遣		
(2) 緊急消防援助隊災害派遣		消防車

1 防災関係機関

- (1) 鳥取県東部広域行政管理組合消防局
 (1局、5署、6出張所、1分遣所)
- (2) 鳥取県・鳥取県警察本部
 ○鳥取警察署 …旧鳥取市 岩美町
 ○智頭警察署 …河原、用瀬、佐治 八頭町、若桜町、智頭町
 ○浜村警察署 …気高、鹿野、青谷
- (3) 指定地方行政機関
 ① 中国管区警察局
 ② 中国総合通信局
 ③ 中国財務局（鳥取財務事務所）
 ④ 中国四国厚生局

- ⑤ 鳥取労働局
- ⑥ 中国四国農政局
- ⑦ 近畿中国森林管理局
- ⑧ 中国経済産業局
- ⑨ 中国四国産業保安監督部
- ⑩ 中国地方整備局
- ⑪ 中国運輸局（鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎）
- ⑫ 大阪航空局（美保空港事務所）
- ⑬ 大阪管区气象台（鳥取地方气象台）
- ⑭ 第八管区海上保安本部（境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地）
- ⑮ 中国四国地方環境事務所
- ⑯ 中国四国防衛局

(4) 陸上自衛隊（第8普通科連隊）

(5) 指定公共機関

- ① 西日本旅客鉄道株式会社（鳥取鉄道部）
- ② 西日本電信電話株式会社（鳥取支店）
- ③ KDDI株式会社（中国総支所）
- ④ 株式会社NTTドコモ（鳥取支店）
- ⑤ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（鳥取センター）
- ⑥ ソフトバンクモバイル株式会社
- ⑦ ソフトバンクテレコム株式会社
- ⑧ 日本銀行（鳥取事務所）
- ⑨ 日本赤十字社（鳥取県支部）
- ⑩ 日本放送協会（鳥取放送局）
- ⑪ 日本通運株式会社（鳥取支店）
- ⑫ 佐川急便株式会社
- ⑬ 福山通運株式会社
- ⑭ ヤマト運輸株式会社
- ⑮ 日本郵便株式会社（鳥取中央郵便局）
- ⑯ 独立行政法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）
- ⑰ 中国電力株式会社（鳥取支社）
- ⑱ 独立行政法人国立病院機構（鳥取医療センター）

(6) 指定地方公共機関

- ① 日ノ丸自動車株式会社
- ② 日本交通株式会社
- ③ 一般社団法人鳥取県バス協会
- ④ 日ノ丸西濃運輸株式会社
- ⑤ 一般社団法人鳥取県トラック協会
- ⑥ 鳥取瓦斯株式会社
- ⑦ 株式会社山陰放送
- ⑧ 日本海テレビジョン放送株式会社
- ⑨ 山陰中央テレビジョン放送株式会社
- ⑩ 株式会社エフエム山陰
- ⑪ 株式会社新日本海新聞社
- ⑫ 株式会社山陰中央新報社
- ⑬ 公益社団法人鳥取県医師会
- ⑭ 公益社団法人鳥取県東部医師会
- ⑮ 公益社団法人鳥取県看護協会

- ⑯ 一般社団法人鳥取県薬剤師会
- ⑰ 一般社団法人鳥取県LP協会
- ⑱ 一般社団法人鳥取県歯科医師会
- ⑲ 一般社団法人鳥取県助産師会
- 20 全国農業協同組合連合会鳥取県本部
- 21 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

(7) その他の公共的団体

- ① 鳥取商工会議所（※鳥取市管内の商工会を含む。）
- ② 鳥取いなば農業協同組合
- ③ 鳥取市管内の土地改良区（鳥取県土地改良事業団体連合会）
- ④ 鳥取県東部森林組合
- ⑤ 株式会社FM鳥取
- ⑥ 株式会社鳥取テレトピア
- ⑦ 日本海ケーブルネットワーク株式会社
- ⑧ 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会

2 災害時応援協定等

(1) 国・県及び他市町村等

- ① 岩国市（姉妹都市）
- ② 中国・四国地区都市防災連絡協議会
（松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、松山市、高知市）
- ③ 鳥取県及び鳥取県内の市町村
- ④ 東部山陰市町村連絡協議会
（岩美町、豊岡市、香美町、新温泉町）
- ⑤ 姫路市（姉妹都市）
- ⑥ 舞鶴市
- ⑦ 全国特例市
- ⑧ 鳥取・岡山県境連携推進協議会
（倉吉市、若桜町、智頭町、三朝町、日南町、日野町、江府町、
津山市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、奈義町、西栗倉村）
- ⑨ 郡山市（姉妹都市）
- ⑩ 国土交通省中国地方整備局
- ⑪ コリドー21（因但県境自治体会議）
（香美町、新温泉町、岩美町、八頭町、若桜町）
- ⑫ 徳島市
- ⑬ 鳥取地方気象台
- ⑭ 尼崎市
- ⑮ 姫路市、岡山市
- ⑯ 山陰都市連携協議会
（米子市、倉吉市、境港市、
松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市）
- ⑰ 鳥取県市長会、徳島県市長会

(2) 応急生活物資等の支援協力に関する協定

- ① 株式会社ウシオ
- ② 株式会社鳥取大丸
- ③ 株式会社ナンバ
- ④ 株式会社いない
- ⑤ イオン株式会社西日本カンパニー
- ⑥ 鳥取県生活協同組合

- ⑦ トスク株式会社
- ⑧ コカ・コーラウエスト株式会社
- ⑨ 株式会社ポプラ
- ⑩ NPO法人コメリ災害対策センター
- ⑪ 鳥取県医薬品卸業協会
- ⑫ 鳥取県LPガス協会東部支部

(3) 災害時における各種支援に関する協定

- ① 鳥取市内郵便局
- ② 赤帽鳥取県軽自動車運送協同組合
- ③ 社団法人日本自動車連盟中国本部鳥取支部
- ④ 株式会社FM鳥取
- ⑤ 社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
- ⑥ 日本海ケーブルネットワーク株式会社
- ⑦ 株式会社鳥取テレピア
- ⑧ 特定非営利活動法人日本レスキュー協会
- ⑨ 社団法人鳥取県建設業協会東部支部
- ⑩ 社団法人鳥取県建設業協会八頭支部
- ⑪ 部落解放鳥取県企業連合会
- ⑫ 社団法人鳥取県造園建設業協会東部支部
- ⑬ 社団法人鳥取県管工事業協会東部支部
- ⑭ 社団法人鳥取県電業協会東部支部
- ⑮ 社団法人鳥取県トラック協会
- ⑯ 鳥取いなば農業協同組合
- ⑰ 職業訓練法人鳥取市建築連合会
- ⑱ 中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部
- ⑲ 株式会社プレコ
- 20 東洋交通施設株式会社
- 21 鳥取市災害応援業務協力会社連絡協議会
- 22 地方共同法人日本下水道事業団
- 23 公益社団法人日本下水道管路管理業協会
- 24 鳥取県土地改良事業団体連合会
- 25 山陰ELVリサイクル協議会
- 26 西日本電信電話株式会社
- 27 西日本旅客鉄道株式会社米子支社
- 28 ヤフー株式会社

3 鳥取市消防団

9地区団（1本部、7ブロック）、51分団

4 鳥取市自主防災会連合会

61連絡協議会、797団体

5 その他

- (1) 広域緊急援助隊災害派遣（鳥取県公安委員会）
- (2) 緊急消防援助隊災害派遣（消防局・県知事）

前回の各委員の発言を踏まえた建設場所決定にあたっての重要なポイント(たたき台)

5つの方針	方針に基づく議論の整理	前回の主な意見	重要なポイント(案)
防災機能の強化	○建物と設備の耐震安全性の確保 ○防災拠点としての敷地の広さ ○防災・災害備蓄倉庫、多目的スペース ○迅速な指揮命令、情報収集のための機能集約 ○ヘリポート ○緊急輸送道路(主要幹線道路) ○液状化対策	○道路などのアクセスが重要 ○防災拠点としての敷地の広さ ○現庁舎敷地でも発災後の対応可能	○交通アクセス ○敷地の広さ
市民サービス機能の強化	○駐車場の確保 ○窓口部署 ○バリアフリー化の徹底 ○交通アクセス	○窓口部署は1フロアが適している ○平面駐車場が駐車しやすい ○バリアフリー、交通アクセスどれも重要	○窓口部署 ○平面駐車場 ○バリアフリー ○交通アクセス
庁舎機能の適切な配置	○多目的スペース ○本庁機能の集約 ○行政事務に必要な床面積の確保	○市民交流スペースの確保 ○行政事務に必要な床面積の確保 ○人口減少、事務量減少を考えた庁舎	○多目的スペース ○行政事務に必要な床面積の確保
活力と魅力あるまちづくりの推進	○庁舎整備の地元発注 ○鳥取駅周辺のまちづくり ○鳥取城跡周辺のまちづくり ○鳥取市全体のまちづくり ○地域生活拠点の再生	○庁舎移転の投資効果に意義 ○庁舎移転は2核2軸のまちづくりにならない ○総合支所と切り離せない ○城跡周辺の賑わいづくりに本庁舎が必要 ○城跡周辺のまちづくりには本庁舎がなくても可能	○庁舎整備の投資効果 ○2核2軸のまちづくり ○総合支所との関係
現在及び将来にわたる費用の抑制	○建設費の負担の抑制 ○維持管理費の負担の抑制 ○建設場所による建設費の違い ○工期及び工事中の影響の違い	○現本庁舎駐車場は工期及び工事中の影響が大きい ○費用の抑制が最重要	○費用の抑制 ○工期及び工事中の影響